# 難民事業本部の業務

## 定住支援プログラム

難民事業本部は、RHQ支援センターで、条約難民とその家族並びに第三国定住難民を対象に日本語教育等の定住支援プログラムを提供しています。また、2024年4月からは補完的保護対象者として認定された方とその家族を対象とした定住支援プログラムも開始しました。

**コースの種類**

条約難民とその家族対象／補完的保護対象者とその家族対象
- ●半年コース(前期・後期)　週5日(月～金　9:30～15:50)
- ●一年コース(夜間)　週5日(月～金 18:30～20:55)

(ただし、カリキュラムの設定によって曜日・時間を変更する場合があります。)

第三国定住難民対象
- ●半年コース(前期・後期)　週5日(月～金　9:30～15:50*)

*状況に応じて土曜日にも開講

### 1. 日本語教育

572授業時間(1授業時間=45分)
日本語の基礎(読む、書く、聞く、話す)を重点的に学びます。

### 2. 生活ガイダンス

120授業時間(1授業時間=45分)
日本で生活する上で必要な制度(社会保険、税金など)、社会の決まりや仕組みなどの知識を習得します。

### 3. 職業相談・紹介

就職を希望する人には、公共職業安定所(ハローワーク)と同じように職業相談員が職業相談及び職業紹介を行います※。
※補完的保護対象者とその家族のための定住支援プログラムには、職業相談・紹介は含まれません。

コースによってオンライン授業(グループ学習)となる場合があります。

## RHQ支援センターでの就職あっせんの流れ






◀職業相談員による就職相談

## 職場の成長につながる 対話やコミュニケーションの必要性

三井物産流通グループ(株)
物流ユニット常温共配本部東北・首都圏運営部常温市川センター

同センターは、流通インフラを支える企業である。難民を迎えるにあたり職場の慣行を見直し、常に創意工夫を重ね定着を図っている。業務を円滑に進めるためにミャンマー語の図や絵、掲示物等を使ってコミュニケーションをとる工夫をしている。日本人だけだとどうしても阿吽の呼吸に頼りがちのところ、思っているだけでは伝わらないことを難民の従業員から学び、職場の仲間同士で業務を相談しあう機会を増やした。難民定住者にも出産や育児のための休暇取得の促進、保育所の送迎にも配慮した職場環境を提供している。

**海邉 孝センター長(当時)に伺いました**

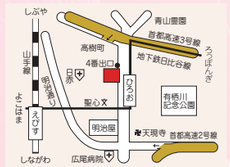
**定住難民の雇用を考えている方に伝えたいことは?**

皆さん必死に生きてこられた方たちですから、慣れてくだされば戦力になってくれると思います。異なる文化や背景を持つ方々とともに働くことで新たな視点と活力が生まれ、職場も成長できると思います。


## 公益財団法人アジア福祉教育財団 難民事業本部

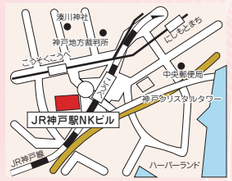
### 本部事務所

〒106-0047 東京都港区南麻布5-1-27
アジア福祉教育財団ビル2F
電話 **03-3449-7011**
FAX **03-3449-7016**
東京メトロ日比谷線広尾駅(H03)4番出口隣




### 関西支部

〒650-0027 兵庫県神戸市中央区中町通2-1-18
JR神戸駅NKビル11F
(令和8年12月よりJ.NODE神戸11F)
電話 **078-361-1700**
FAX **078-361-1323**
JR神戸駅前




### RHQ支援センター

〒169-8799 東京都新宿区新宿北郵便局留
電話 **03-5292-2144**　FAX **03-5292-2043**


難民に向き合い未来を築く
RHQ Refugee Assistance HeadQuarters
https://www.rhq.gr.jp/
RHQ　難民

RHQ 公式X

発行日　2026年10月

## 難民の雇用を通じて 企業の力と未来を育む お手伝いをします

# 人材を 活用しませんか

RHQ

難民に向き合い未来を築く
Refugee Assistance HeadQuarters

**(公財)アジア福祉教育財団 難民事業本部**
**https://www.rhq.gr.jp/**

# 日本の難民受入れ

1978年にインドシナ難民の定住受入れを決定した日本政府は、内閣にインドシナ難民対策連絡調整会議を置いて、定住促進のための諸施策を推進することとしました。1979年11月、政府は財団法人(現・公益財団法人)アジア福祉教育財団に定住支援事業を委託し、財団内に難民事業本部が設置されました。日本はこれまでに1万1千人以上のインドシナ難民を受け入れました。インドシナ難民の受入れは2005年度末をもって終了しています。

また、日本は、難民条約に加入し1982年に難民認定制度を設けました。法務省が難民認定申請者からの申請に対して、難民該当性の審査を行っており、法務大臣により難民として認定されます(条約難民)。2002年8月、閣議了解により、条約難民への定住支援についても対策がとられることとなり、条約難民に対する定住支援事業も難民事業本部が実施することとなりました。

2008年12月、閣議了解により、第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施が決定され、2010年から2014年にかけてタイの難民キャンプからミャンマー難民18世帯86名を受け入れました。また、2014年1月の閣議了解ではパイロットケース終了後はマレーシアからミャンマー難民を第三国定住難民として受け入れることが決定され、2015年から2019年までに32世帯108名を受け入れました。その後、2019年6月の閣議了解により、受入れ可能な難民がマレーシアのミャンマー難民からアジア地域に一時滞在する難民へ変更となりました。2026年4月末までに第三国定住制度により136世帯337人が受け入れられました。

2022年から、ウクライナ避難民の受入支援業務を実施しており、翌2023年6月の改正入管法の成立に伴い、同年12月1日から補完的保護対象者認定制度の運用が開始されました。

## 日本の難民受入れ

**インドシナ難民**
11,319人
(1978年～2005年)

| | |
|---|---|
| ベトナム人 | 8,656人 |
| カンボジア人 | 1,357人 |
| ラオス人 | 1,306人 |

**第三国定住難民**
136世帯337人
(2010年～2026年4月末時点)
2010年～2019年
タイ・マレーシアから受入れ
2020年～
アジア地域から受入れ

**条約難民**
1,797人
(1982年～2025年12月末時点)
難民条約、議定書に基づく出入国管理法上の規定により日本政府が難民として認定した者。

**補完的保護対象者**
2,137人
(2023年12月1日～2025年12月末時点)
2023年6月の改正入管法に基づき、同年12月1日から運用を開始。

## 職業相談・紹介

厚生労働大臣から許可を受けた無料職業紹介事業に基づき、本部事務所、RHQ支援センター及び関西支部の職業相談員が求職者本人の職業経験や学歴、家族構成、定住希望地などを考慮しながら、就職あっせんを行っています。また、雇用事業所には、厚生年金への加入、雇用保険の適用等、難民定住者には日本人と同様の雇用形態が必要であることを職業相談員が説明の上、受入れ体制の整備について、ご理解いただいています。

難民事業本部の職業相談員が求職者紹介の電話を差し上げた際には、ぜひご協力をお願いいたします。

### 就職状況

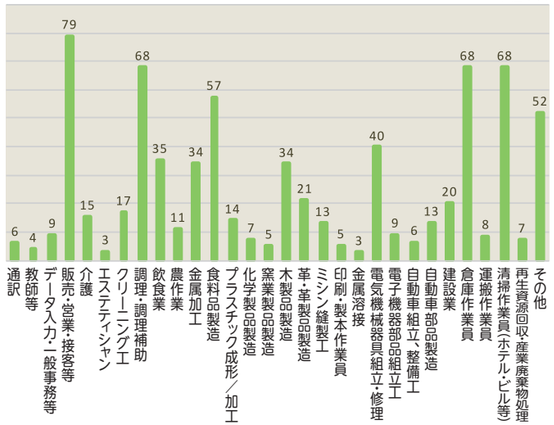
当事業本部の紹介で就職した難民定住者は5,692人にのぼり、関東・近畿・中部地方を中心に全国各地で働いています。職種は販売、清掃、調理(食品製造含む)などのサービス業が大部分を占めているほか、倉庫作業、機械組立・修理などの割合が高くなっています。また、それ以外にも介護士、英語指導助手、研究者助手やソフトウェア技術者として活躍している人もいます。

### 難民定住者(条約難民及び第三国定住難民等)の就職内訳

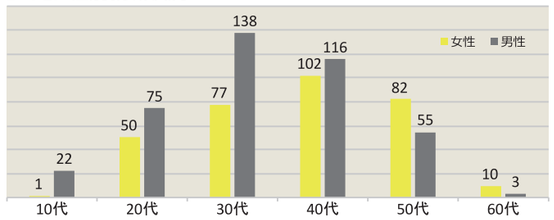
(2006年～2026年3月までの実績より)(合計731人)

■ 業種別就職状況

単位：人




■ 年齢・性別就職状況




## 雇用の促進と安定のために

### ① 就職後のアフターケア

就職後、雇用主と就職者との間の小さな誤解が大きなトラブルにならないように、また、職場に長く適応できるように、相談・支援体制を整え、相談や定着指導の訪問を通じて職場環境の調整を行っています。また、第三国定住難民の地方定住拡大に伴い、定住先において地域職業相談員を配置し、定住難民の就職後のアフターケアの充実を図っています。

### ② 雇用関係者との懇談会・協議会

難民を雇用している事業主や、ハローワーク、自治体、支援団体、難民本人等との意見交換会を開催し、職場や支援体制のよりよい環境作りを目指しています。

### ③ ハローワークでの通訳

条約難民並びに第三国定住難民がハローワークで職業相談を受ける際に採用条件などに誤解が生じないように、母語での説明が必要な場合には通訳を派遣しています。

### ④ 広報

ポスターやリーフレット等を配付し関係行政機関及び事業主の協力を依頼しています。ホームページへお知らせ等の記事を掲載し、国民一般の理解を得られるよう努めています。また、毎年式典を開催し、雇用主や働く難民を表彰しています。

## 雇用主の方へ

難民定住者の雇用の促進のために、以下の助成金があります。

①RHQ支援センター入所者は、知識・技能の習得及び作業環境への適応を図ることを目的に、雇用を前提とした職場における職場適応訓練を受けることができます。(最長6か月間)

②上記①を受けていない第三国定住難民を雇用した事業主に対し、1年間の賃金助成金(雇用開発助成援助費)が支給されます。

③事業所で難民定住者に対し、日本語・技能習得及び資格取得につながる指導をしていただいた場合には、教育訓練援助制度(第4種)をご利用いただけます(予算の状況により年度途中に申請の受付を終了することがあります)。

2026年4月現在

| 名　称 | 目　的 | 金　額 |
|---|---|---|
| 職場適応訓練費 | 訓練を実施する事業主への委託費 | 月額(21日以上の実施) 25,000円／1人につき |
| | 上記に加えて、第三国定住難民2人以上のグループで訓練を実施した事業主への委託費 | 月額(8日以上の実施) 25,000円 |
| 職場体験講習 | 職場適応訓練以外の職場体験講習を実施する事業主への委託費 | 月額(21日以上の実施) 25,000円／1人につき |
| 雇用開発助成援助費 | 第三国定住難民を雇用する雇用主への助成金 | (1年間の)賃金(賞与等を除く)の1/3 ※大企業の場合は1/4 |
| 教育訓練援助金(第4種) | 雇用した難民に対し雇用主が行う日本語教育等の特別訓練への援助金 | 訓練1回につき 4,000円 |

## よくある 質問

### 求人・雇用について

**Q 難民事業本部の無料紹介所とは何ですか**

A 厚生労働省から許可を受けた無料の職業紹介所です。事業主と難民との間における雇用関係の成立をあっせんしています。

**Q 求人申込みをするにはどこに連絡すれば良いですか**

A 難民事業本部(無料職業紹介所)へご連絡ください。
職業相談員が対応いたします。

email shigoto@rhq.gr.jp

tel 東日本：RHQ支援センター　03-5292-2144
西日本：関西支部　078-361-1720

RHQホームページから求人申込みができます
「外国人材をお探しの雇用主の方々へ」→「求人票の入力はこちら」

**Q 求人の受付期間はありますか**

A 随時求人の受付をしています。就労開始は、「定住支援プログラム」修了時期の4月か10月のどちらかのタイミングになります。

**Q 雇用後のアフターケアはありますか？**

A 雇用安定のため職業相談員と通訳が必要に応じてフォローします。職業相談員は事業所からの様々な相談の対応をしていますのでお気軽にご連絡ください。

**Q 雇用後の助成金があると聞いたのですが**

A 雇用促進のための助成金があります。このリーフレットにも記載していますが、第三国定住難民を雇用した事業主に対して、最長1年間の賃金助成金(雇用開発助成援助費)が支給されます。

### 難民について

**Q 難民は日本で働くことができますか**

A 難民と認められた方は、在留資格「定住者」が付与されます。「定住者」は就労活動に制限は設けられていませんので、日本人と同様に就労が可能です。

**Q 難民はどんな人**

A 難民の方の出身国や言語は様々です。難民になった事情は人それぞれですが、長期間日本に滞在することを希望しており、中には「永住者」の在留資格を取得したり、さらには日本に「帰化」する方もいます。日本で定住するという強い意志を持っていますので、一生懸命に学び、仕事に取り組む姿勢があります。

**Q 難民は日本でどのように生活していますか**

A 多くの難民の方は日本社会で自立した生活を営んでいます。居住地の近くでの就労を望み、出身国や民族のコミュニティーを大切にしている方が多いです。

**Q 難民は仕事を覚えられますか。注意する点は何でしょうか**

A 難民の方はRHQ支援センターで基礎的な日本語を学んでいます。就労当初は理解できる言葉に限界がありますが、徐々に仕事と日本語に慣れていきます。母国で経験していない作業内容や職場マナーを丁寧に説明していただき、分からなことがないかを確認してください。

